

## 質 疑 応 答 書

(令和2年2月7日更新)

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募について、次のとおり質問があったので回答します。

NO.	質 疑 事 項	回 答 事 項
1	栄養成分表示のない商品（加工食品）については、返礼品とはならないのでしょうか。	食品表示法の規定に基づく従前の取扱いとする猶予期間内（加工食品と添加物は平成32年3月31日まで）であれば、栄養成分表示のない商品（加工食品）であっても返礼品とすることができます。
2	8月（2回目）提案ですが、選定された場合、商品発送開始日はいつごろになりますか。	選定結果の通知から寄附受付ポータルサイトへの掲載までにおよそ1か月半程度要することから、10月上旬から受付開始となる見込みです。
3	下記ご回答宜しくお願い致します。 仕入れ品を返礼品としてご提案させて頂く事は可能でしょうか？ 例）旭川の居酒屋店が作っている自家農場で栽培している野菜等 例）天然の山菜（ギョウジャニンニクやカバノアナタケ） 例）住宅リフォーム割引券 例）旭川産の薪（カバやナラや白樺等） 以上です。 返礼品提供事業者としてご応募させて頂きたく、ご回答宜しくお願い致します。	あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募実施要領の第3に返礼品の要件を規定しておりますので、そちらを御参照ください。 御提案いただいた商品につきましては、同要領に定める各種要件及び基準に基づき、庁内で選考の上、決定することとなります。 なお、本年度おける選考は全て日程を終了しておりますことから、これから御提案いただいたものにつきましては、来年度において選考する予定となっておりますので、その旨申し添えます。

NO.	質 疑 事 項	回 答 事 項
4	<p>すでに登録済みの製品の別仕様（塗装や張地の異なるもの）を追加したい場合は、どのような手続きになりますか？</p> <p>新たに提案する製品同様、企画書の提出が必要となるのでしょうか。</p>	<p>御質問の場合は、新たに提案書を提出していただく必要があります。</p> <p>また、御提案いただいた商品につきましては、公募実施要領に定める各種要件及び基準に基づき、庁内で選考の上、決定することとなります。</p>
5	<p>返礼品提案の手引きには「同一の規格であって、材質もしくは色違いのもの（略）は1品として算定します」とありますが、材質や色の異なる同一規格の製品を1品として提案し、それが採用された場合は、ふるさと納税サイトのホームページ上では1つの製品として同じページに掲載されるのでしょうか。</p> <p>材質や色の異なる同一規格の製品を異なるページに1製品ごとに掲載してほしい場合は、別の品物として提案する必要がありますか？</p> <p>それとも、旭川市ではなく各サイトの運営会社との相談にて決定する事項ですか？</p>	<p>本市が利用している、ふるさと納税サイトのホームページ「さとふる」「ふるさとチョイス」「ふるぽ」は、一つのページで材質や色の異なる同一規格の製品を選択できる機能がないことから、異なるページに1製品ごとに掲載している状況です。</p> <p>なお、各サイトの仕様変更により、掲載方法は今後変更されることがあります。</p>

NO.	質 疑 事 項	回 答 事 項
6	<p>JTBが提供する返礼品管理システムの導入・運用ができること。とありますが、具体的にどの様なものですか？</p>	<p>「ふるさとチョイス」「ふるぽ」の運用では、(株)JTBとのメールによる連絡及びWEB上のシステムを使用した商品・受注・請求管理となります。</p> <p>商品登録後、受注がありましたら随時(株)JTBよりEメールが届き、日頃より取引のある運送会社を利用して返礼品を発送します。また、発送情報及び納品情報をシステムに入力することで、システムを通して情報が共有されます。</p> <p>請求につきましては、システムを通して(株)JTBに対して行っていただき、代金は請求のあった月の翌月末までに振り込まれる流れとなっております。</p>
7	<p>旭川市内で製造された調味料を使用した食品加工品を開発中の道内の法人ですが、旭川のふるさと納税の返礼品としてもご提案出来たらと考えております。</p> <p>1. 返礼品は2か所の自治体（本市と他自治体）に渡り取扱い可能なのか</p> <p>2. 旭川市内で製造された調味料をメインに持って来るというよりは、隠し味程度の使用を予定しており、メイン（ベース）は道内産（市外）で採れた食材の予定で返礼品募集要項を見ましても、やはりメインで持って来るのは旭川市内で生産されたものでないといけない、とのことですし、このような隠し味程度の使用でも旭川市の返礼品に申請していいのか。</p>	<p>1. 可能です。</p> <p>2. 返礼品の要件については、あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募実施要領第3の1(1)において「地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に掲げる基準に適合するもの」と規定しており、地場産品基準については、総務省作成のQ&amp;Aにおいて、「当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断」することとされております。このことから、御提案のあった商品は、返礼品としての要件を満たしておりませんので、本市の返礼品として採用することはできません。</p>